

定期積金規定

1. (預金契約の成立)

当組合は、お客さまから当組合所定のこの預金の申込書の提出を受け、当組合が証書を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

2. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書を持参してください。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。

6. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合、および後記14. (3)および(4)により解約する場合には、払込日から解約日前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 前記①および②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。

A 前記①の場合は満期日までの期間が、前記②の場合は解約日までの期間が、初回払込日から1年未満のものは解約日における普通預金の利率

B 前記①の場合は満期日までの期間が、前記②の場合は解約日までの期間が、初回払込日から1年以上のものは約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④ この計算の単位は100円とします。

7. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の年利回りに準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日ににおける普通預金の利率によって計算した利息を支払います。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3) 証書または印章を失った場合の給付契約金等の支払い、または証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 証書の紛失等による再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

(5) この積金の口座の開設の際には、当組合は法令で定める本人確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。口座開設の際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって当店に届出てください。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に直ちに書面によって当店に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じたときにも同様に直ちに書面によって当店に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)までの届出前に、当組合が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

11. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めらうえ、払戻請求者等が請求等の権限がある当組合が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱いとし、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記14. (4)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

14. (解約等)

(1) 当組合の債権保全の必要があるとき、その他当組合が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(2) この積金口座を解約する場合には、証書の受取欄に届出の印章により記名押印（または署名）して証書とともに当店に提出してください。

(3) 前記(1)の解約手続きに加え、この積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの積金口座を解約することができますものとします。

① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この積金の預金者が前記12. (1)に違反した場合

③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 当組合が法令で定める本人確認等を行うにあたって預金者について確認した事項または後記14の2. (1)もしくは(2)の定めに基づき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

⑤ 後記14の2. (1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限の理由となる事実が1年以上に亘って解消されないとき

⑥ この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(5) 前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの積金口座を解約することができますものとします。

定期積金規定

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにても該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- (6) 前記(3)および(4)により、この積金口座が解約され残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (7) この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

14の2.（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他必要事項を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (5) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

15.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16.（保険事故発生時における積金者からの相殺）

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きは、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額等の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は証書記載の年利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。）
- (3) 積金者等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
 - ① 公告の対象となる積金であるかの該当性
 - ② 積金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 積金者等からの申し出に基づく証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- (5) 積金者等から残高の確認があったこと
 - ① 残高証明書発行依頼のあったもの
- (6) 積金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - ① 氏名変更及び住所変更（ただし、当組合が把握できるものに限りです。）
 - ② 証書類の紛失、並びに印章の喪失または変更（ただし、当組合が把握できるものに限りです。）
 - ③ 口座名義人の死亡（ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限りです。）
- (7) 定期性総合口座取引規定に基づく他の預金等について前記(1)から(6)に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 前記17. に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知

定期積金規定

を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限り）。

- ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)②において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から③までに掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から③までに掲げる事由に応じ当該①から③までに定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
- A 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。）※ただし、以下の条件による
- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日 | 当該異動事由が生じた日 |
| 平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日 | 当該異動事由が生じた期間の満期日 |
- B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り）。
- C 預金者等からこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）。
- (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (b) 公告前の休眠預金活用法に基づく通知を受け取る住所地
- D 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行（記帳がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。ただし、以下の条件による
- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日 | 当該異動事由が生じた日 |
| 平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日 | 当該異動事由が生じた期間の満期日 |
- E 預金者等からの残高の確認があったこと
- (a) ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り）。
- (b) 残高証明書発行依頼のあったもの。
- F 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと
- (a) 氏名変更及び住所変更（ただし、当組合が把握できるものに限り）。
- (b) 通帳・証書・カード類の紛失、並びに印章の喪失または変更（ただし、当組合が把握できるものに限り）。
- (c) 口座名義人の死亡（ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限り）。
- G 「定期性総合口座取引規定」に基づく他の預金について異動事由が生じたこと
- H 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限り）。
- ③ 定期性総合口座取引規定に基づく他の預金等について、前記①および②に掲げる事由が生じたこと 他の預金等に係る最終異動日等

19. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における積金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前記18. (2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの積金に係る債権は消滅し、積金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、積金者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金者等は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 積金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
- ① この積金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この積金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り）。
- ③ この積金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この積金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当組合は、次の①から③までに掲げる事由を満たす場合に限り、積金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
- ① 当組合がこの積金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この積金について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
- ③ 前記(3)にもとづく取扱いを行う場合には、積金者等が当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと

21. (準拠法および管轄裁判所)

- (1) この規定および他の各預金取引規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この規定において他の各預金取引規定に関する訴訟については、大阪地方裁判所もしくは東大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

22. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当組合が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日改定)